

# 米海兵隊員逮捕に伴う再発防止策について

## —当面の措置—

平成 20 年 2 月 22 日

### 1. 基本的考え方

2月10日に発生した米海兵隊員による暴行被疑事件を含む最近の在日米軍人等が関連する事件を受け、政府は、沖縄県等関係自治体、在京米国大使館、在日米軍と共に、このような事件が二度と起こることのないよう、以下の3点を基本的考え方として、再発防止策の検討を進めてきた。今後も日米合同委員会等の場において、再発防止策について議論し、その成果を随時発表する。

- (1) 同様の事件の再発防止の観点より、これまでの綱紀肅正プログラムを見直し、より実効性のある措置を目指すこと。
- (2) 本件事件の性質と施設・区域外居住についての懸念に照らして、施設・区域の内外に居住する米軍人等を対象とするより広汎かつ包括的な再発防止策を追求すること。
- (3) 当該措置の検討及び実施は、本来米側が主体的に取り組む課題であるが、これら措置が自治体の感情を考慮したものとなり、地元の犯罪防止プログラムを適切に統合させたものとなるよう、日米間の協議と協力をより緊密に行うこと。

### 2. これまでの米側の措置

- (1) 事件発生後直ちに、米国政府高官より日本側に対し、遺憾の意を表明。シーフアー駐日大使及びライト在日米軍司令官は、沖縄に赴き、仲井眞沖縄県知事と面会した。
- (2) 米側は、当面の措置として、20日朝からの外出禁止措置を実施した。また、在日米軍司令官は日本国内の全ての米軍に対し、2月22日を「反省の日」とするよう指示した。
- (3) また、在日米軍は、性的犯罪の再発防止に向けたタスクフォース（「米軍タスクフォース」）を設置し、今後、日本国内の全ての米軍施設・区域を巡回し個別指導を行うとともに、今後の再発防止策の検討を行うことになっている。
- (4) 21日、米軍タスクフォースの目的について日本政府に説明した。
- (5) 在日米軍は、現在進めている様々な犯罪防止策の再検討を継続する。

### 3. 今後の日米の対応

日米両政府は、沖縄等地元からの意見をも踏まえ、このような事件の再発防止のため、以下の取組を行う。

#### (1) 沖縄との連携強化

- (イ) 米側は、米軍タスクフォースが任務を終了した後に、適切な経路を通じて沖

縄県庁に対し、タスクフォースによる成果を含め再発防止に向けた措置につき説明する。

(ロ) 既存の「米軍事件・事故防止ワーキング・チーム」の枠組を通じて、政府機関及び地元自治体と、在沖米軍との連携を強化する。例えば、ワーキング・チームが米軍タスクフォースの沖縄巡回の前に会合を開催し、沖縄の事情を集約し、在沖米四軍調整官事務所を通じてタスクフォースに伝える。また、ワーキング・チームは米軍タスクフォースが任務を完了した後にも会合を開催し、タスクフォースの結果について沖縄と共有する。

(ハ) 米側は、ワーキング・チームを通じて、リバティー・カード制度を含む様々な犯罪防止策を再検討する。

(二) 飲酒関連の事件・事故対策等、これまでワーキング・チームが行ってきている作業を強化し、地元自治体に防犯カメラの設置の意向がある場合には、対応について積極的に検討する。

## (2) 米軍人の施設・区域外居住に関する対応

米側は、日本政府の要請を受けて、年に一度、施設・区域の所在する市町村毎に施設・区域外居住者数について情報を提供し、日本政府は、これを適切な方法により関係自治体と共有する。日米両政府は、日米合同委員会等において、施設・区域外居住の方針について協議する。

## (3) その他

(イ) 米軍タスクフォースによる調査結果や沖縄等地元から表明された意見等を踏まえ、日米合同委員会等において、再発防止に向けた具体的な取組状況について協議する。

(ロ) 日米両政府は、日本政府による関連取組(外務省沖縄事務所による在沖米兵のための沖縄理解増進セミナー等)との連携により、米側で見直しを進めている米軍教育プログラムの改善を図る。さらに、米軍教育プログラムが、沖縄の視点が反映された内容となるよう、日本側としても協力していく。

(ハ) これまで沖縄において行われている米軍人による巡回指導を参考に、沖縄県及び地元自治体の要望を踏まえつつ、地元警察が米側の協力を得て、共同パトロールを導入できるよう、日米間で共同パトロール時の警察権限の行使等について必要な調整を行う。

(了)